令和６年９月27日

健康福祉局

保険年金課

**横浜市国民健康保険条例施行規則の一部改正に関する意見公募要領**

国民健康保険法等の改正により、令和６年12月２日から被保険者証等が廃止され、資格確認書が新設されます。このため、横浜市国民健康保険条例施行規則で定める被保険者証に係る規定の削除及び資格確認書に係る規定の追加を行います。その他、所要の様式の改正を行うため、これらの改正について、広く市民の皆様からご意見を頂きたく、次の要領で意見の公募を行います。

# １ 意見公募期間

令和６年９月27日（金）から令和６年10月28日（月）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

# ２ ご意見の提出方法

ご意見は「意見提出書」にご記入のうえ、次のいずれかの方法により「横浜市健康福祉局保険年金課管理係」あてにご提出をお願います。

電話又は口頭でのご意見のご提出には対応できませんので、あらかじめご了承ください。

（１）電子メールの場合

【アドレス】kf-hokennenkin@city.yokohama.jp

（タイトルに「市民意見公募」と明記してください）

（２）郵送または持参の場合

【郵送先】〒231-0017 横浜市中区本町6丁目50番地の10　横浜市健康福祉局保険年金課

【持参先】横浜市中区本町6丁目50番地の10　16階　横浜市健康福祉局保険年金課　管理係

※持参の場合の受付時間は平日午前８時 45 分から午後５時までです。

（３）FAX の場合

FAX 番号：045-664-0403

# ３ 注意事項

（１）いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

（２）いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、後日公表させていただく予定ですので、あらかじめご了承ください。

（３）ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用します。

（４）その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例に従い、適切に取り扱います。

# ４ お問合せ先

横浜市健康福祉局　保険年金課　管理係

電話番号　　　　045-671-2421

メールアドレス　kf-hokennenkin@city.yokohama.jp

※電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。